

空き家登録に係る

移住定住奨励金について

大山町では、町外から移住を検討しておられる方々へ町に登録いただいた「空き家・空き地」の情報提供を行い、大山町への移住定住の促進と空き家の活用を図っています。

しかし、「空き家・空き地」

の情報を求めておられる方の数に比べて、利用できる「空き家・空き地」の数がかなり少ない状況にあります。(70人の空き家・空き地利用登録者が情報の提供を待っています。平成27年4月1日現在)

そこで、空き家・空き地が自治会により紹介されたものであるか、若しくは自治会が承諾したものであって、そこに町外移住者が転入した場合、奨励金を自治会に交付します。

地域の活力の向上のためにも、自治会をあげて空き家・空き地の管理所有者に声をかけていただくなど、町の空き家バンクへの登録の推進をお願いします。



①大山町空き家情報届出書か大山町空き家・空き地情報承諾書を町に提出してください(空き家・空き地の管理所有者の承諾が必要です)。

②該当する空き家に町外者が転入した場合奨励金10万円を交付します(1自治会あたり1件/年度を上限とします)。
※5年以内に対象者が町外に転出した場合は奨励金を返還していただくこともありま

◆問い合わせ先

企画情報課
☎0859・54・5202

生ごみ処理機等購入費補助制度

新規の対象を追加

ごみの減量化・リサイクル事業の一環として、生ごみ処理機等を購入された方に、購入費の一部を補助しています。

この補助制度を利用して、生ごみの減量・リサイクルに取り組んでみませんか。

《対象》

町内居住の方で、処理機等から出る堆肥等を自分の責任において処理できる方

『電気式ごみ処理機補助』

(1世帯につき、補助は1台まで)

◆補助対象機種

・バイオ式(生ごみを微生物の力で発酵・分解させるもの)

・乾燥方式(生ごみを乾燥させて量を減らすもの)

◆補助金額

購入費の2分の1(補助上限額2万円)

◆申込みに必要なもの
・印鑑
・領収証(申請者の氏名記載があるもの)
・保証書
・補助金振込先口座番号(申請者名義)

新規

『生ごみ処理容器補助』

(1世帯につき、補助は左記①〜③の1種類で、①は2基まで、②③は1基まで)

◆補助対象容器

①地中埋め込み式(コンポスト化) 容器
土の上に設置し、微生物により生ごみを堆肥化させるもの

②密閉式(バケツ型) 処理容器
密閉できるバケツ等の容器に、生ごみと共にボカシ等を投入し、堆肥化等行うもの

③水切り容器
ポリバケツ等で生ごみの水切り処理をするもの

◆補助金額

購入費の3分の1(1000円未満切り捨て 補助上限額3千円 ※①を2基申請する場合は、上限額6千円)

◆申込みに必要なもの

・印鑑
・領収証(申請者の氏名記載があるもの)
・取扱説明書等製品名等がわかるもの

・補助金振込先口座番号(申請者名義)

◆問い合わせ先

住民生活課
☎0859・54・5210
大山支所建設課総合窓口室
☎0859・53・3311
中山支所地籍調査課総合窓口室
☎0858・58・6111

